

平成二十四年六月十日発行
皇學館論叢第四十五卷第三号
抜刷

神功皇后・飯豊青皇女即位考

堀
井
純
二

神功皇后・飯豊青皇女即位考

堀井純二

□ 要 旨

『日本紀』『古事記』では神功皇后・飯豊青皇女は歴代天皇には数へられてゐない。しかしながら『日本紀』では神功皇后を「天皇」と記したところが存在してゐるのであり、また『撰津国風土記』・『常陸国風土記』・『播磨国風土記』に「天皇」と記されてゐるところから、奈良時代において神功皇后を歴代天皇に数へる考へが存在したことは事実である。また飯豊青皇女についても『日本紀』では清寧天皇の崩後「臨朝秉政」されたと伝えられてゐるのである。

『日本紀』では神功皇后・飯豊青皇女共に「尊」「崩」「陵」の用字が用ゐられてゐるのであるが、これらの用字は天皇に対して用ゐられる文字であり、両者にこれらの文字が用ゐられてゐることは『日本紀』が両者を「天皇」に準じる存在として扱つてゐることを物語るものであるが、本来両者は天皇として扱はれてゐたのではないかと推定されるのである。

それが今日両者が歴代から除外されてゐるのは、大陸文化の摂取を積極的に行はれた天武天皇がシナの宗族制に基づく男系制を取り入れられ、その時に両者を歴代から除外されたためと推定するのである。

□ キーワード

神功皇后 飯豊青皇女 天武天皇 「尊」「崩」「陵」の用字

はしがき

神功皇后といへば、第十四代仲哀天皇の皇后であり、天皇の崩御後、神の教へに従ひ三韓征伐をされた方として、『日本紀』『古事記』（以下両書を合はせ記す場合「紀記」と略称する）に大書され、『筑前国風土記』などにもその伝承が散見されてゐる。

その神功皇后について『紀記』では三韓征伐から帰国後、応神天皇を産み、皇后は摂政として政治を行はれたことになつてをり、皇位は仲哀天皇から直ちに応神天皇に継承されたことになつてゐる。ところが古くより皇后を「天皇」などと表記した例が散見されてゐる。また清寧天皇の崩後「臨朝秉政」されたと伝へられる飯豊青皇女についても即位説が散見される。

本稿では神功皇后や飯豊青皇女の即位の可能性について検討して行くことにしたい。博雅の御示教をお願いする。

一 『紀記』における神功皇后

『紀記』において神功皇后は即位されたことにはなつてゐない。『古事記』においては仲哀天皇の年齢御陵について凡帯中津日子天皇之御年、伍拾貳歳。御陵在河内恵賀之長江也。

と記した次に

品陀和気命、坐輕嶋之明宮、治天下。

と記してゐるところよりして、仲哀天皇に続いて即位されたのは応神天皇であるとしてゐることは明らかである。対して『日本紀』は卷八を仲哀天皇（足仲彦天皇）紀とし、次いで卷九を神功皇后（息長足姫尊）紀とし、卷十を応神天皇（譽田天皇）紀としてゐる。すなはち『日本紀』では神功皇后に天皇と同様に一卷を充てて記してゐるのであり、一見天皇として扱つてゐるのかも思はれるが、各天皇の場合は和風諡号に必ず「天皇」と記されてゐるに拘はらず神功皇后については天皇号は付されてゐないのであり、『日本紀』が神功皇后を天皇とは認識してゐなかつたといへるのである。

しかしながら『日本紀』が果たして神功皇后非即位説で一貫してゐるかと言へば疑問が存するのであるが、その点については後節において述べることにして、この『紀記』の記述に基いて神功皇后非即位説を展開したのが『大日本史』である。

『大日本史』がその三大特筆の一つとして主張したのが、神功皇后非即位説、すなはち皇后を本紀において記載せずに皇妃伝に記載するといふことであつた。『大日本史』は皇妃伝に記載するに当たり、以下のやうな説明をしてゐる。すなはち『大日本史』卷七十四「仲哀神功皇后」に註して

按仲哀之崩、天下無_レ主。皇后奉_二遺腹_一、以号_二令四海_一、称为_二胎中之帝_一。然_レ应神既生。宜_三立_二为天皇_一。而立_二太子_一、名_二実不_レ正。皇后疑_二乎即_レ真。後世徒見_二其迹_一、遂列_二皇統世次_一、大失_二旧史之旨_一。古事記歷_三叙帝王治_二天下_一、直以_二应神_一接_二仲哀之後_一、不_レ数_二皇后_一。至_三於日本紀_一、則特書曰_二撰政元年_一。其義亦嚴矣。且女主即_レ真、如_二推古持統_一、皆称_二天皇_一。而皇后則否。其後議_二定追諡_一、亦曰_二神功皇后_一。而不_レ奉_二天皇之号_一。由_レ是、觀_レ之、其不_レ宜_レ列_二于帝紀_一審矣。雖_レ然、仲哀应神之際、皇后称_レ制、实行_二天子之事_一。故今不_レ没_二其实_一。備_二后挙動於_二帝本紀_一。而不_三別作_二皇后紀_一。

（神功皇后・飯豊青皇女即位考（堀井））

と述べるのである、すなはち『大日本史』が「神功皇后本紀」を立てなかつた理由は、

一、応神天皇を称して胎中天皇と称してゐること。然るに神功皇后が即位されたとするならば、名実が正しくないこと。
二、「記」は仲哀天皇の次を応神天皇とし、神功皇后を世系に数へてゐないこと。

三、「紀」では特に「摂政元年」と記してゐること。

四、推古天皇や持統天皇のやうに真に即位された女帝に対しては「天皇」と称してゐるのに対して、神功皇后については、諡も「皇后」となつてゐること。

と、その理由を列挙して、

其不_レ宜_レ列_二于帝紀_一審矣

と結論し、後世天皇として扱つてゐるのは、「大失_二旧史之旨_一」と述べるのである。この『大日本史』の結論について、拙稿「『大日本史』仲哀・応神天皇本紀の基礎的研究」（『日本文化大学柏樹論叢』第七号）においては、

理路整然としたものであり、何人と雖も服さざるを得ないものである。『大日本史』はこの結論に基づいて神功皇后を「后妃伝」に記したのであるが、「紀」に記された皇后の事績は「実行_二天子之事_一」つたものであるところから、これを「仲哀天皇本紀」、「応神天皇本紀」に分載することにしたとして、摂政前紀を「仲哀天皇本紀」に附載し、摂政元年紀より六十九年紀は「応神天皇本紀」に附載することにしたと説明するのである。即ち摂政前紀は三韓征伐に関する記事であり、且つ仲哀天皇九年の内容であるところから、これを「仲哀天皇本紀」に附載したのである。（なほ仲哀天皇葬送記事は摂政二年十一月条の記事であるが、葬送記事であるところから「仲哀天皇本紀」に記されてゐるのは当然のことである。）一方元年紀以降は、応神天皇の摂政であるからこれを「応神天皇本紀」に附載することにしたのは当然の処置であるが、このやうに両本紀に分載したのは『大日本史』の苦心の結果と見

てよいてあらう。

と記したのであるが、『大日本史』の立場からすればその通りであり、これに変更を加へる必要は感じない。しかしながらこれは『大日本史』が『紀記』に基いて立論した結論であるが、その基づくところの『紀記』の記述自体が果たして完全に非即位説と認められるものかどうか再検討していく必要もあるのではないかといふことである。そこで次に『紀記』を始めとする諸史料における神功皇后に関する用字について検討を加へて行くことにしよう。

二 『紀記』における神功皇后・飯豊青皇女に関する用字について

『紀記』における神功皇后や飯豊青皇女に関する用字において注目すべきものを挙げると以下の如きものを指摘できるであらう。すなはち①皇后及び飯豊青皇女の諡号における「尊」の使用、②「崩」字の使用、③「陵」字の使用、さらに④皇后・飯豊青皇女に対して「天皇」と記したものの四点を挙げることができるであらう。

まづ①の皇后の諡号における「尊」の使用についてである。『日本紀』は神功皇后の諡号を「氣長足姫尊」と記してゐる。が、そもそも「尊」字は神代紀に

至貴曰^レ尊、自余曰^レ命。

と註記されてゐるやうに特別尊い場合にのみ用ゐられるものであり、神代紀においても神代七代と三貴神及び皇統に連なる天忍穗耳尊・瓊瓊杵尊・彥火火出見尊・鸕鷀草葺不合尊にしか用ゐられてゐない。また『日本紀』巻三以後において

生^三皇子神八井耳命・神渟名川耳尊^一。

（神功皇后・飯豊青皇女即位考（堀井））

といふやうに歴代天皇についてのみ「尊」が付けられてゐるのであるが、例外として天皇以外で「尊」が付けられてゐるのが日本武尊と、神功皇后、すなはち「氣長足姫尊」と、「臨朝秉政」され自ら「忍海飯豊青尊」と称されたと伝へられる飯豊青皇女、及び草壁皇子子を「草壁皇子尊」（天武天皇紀八年五月条・同十年二月条・同十一年七月条・同十四年正月条・持統天皇紀三年四月条）としてゐるのと高市皇子子を「後皇子尊」と記してゐる例が存するだけである。この内日本武尊は仲哀天皇の父であるところから「尊」字が用ゐられたものと考へられ、また草壁皇子は皇太子として皇位が約束された存在であり、『万葉集』に「日並皇子尊」と記されてゐる（一一〇番歌他）ところよりして、その生前より敬意をこめて「日並皇子尊」や「草壁皇子尊」と表記されてゐたものと考へられるのであり、『日本紀』編纂よりは後ではあるが、天平宝字二年八月には「岡宮御宇天皇」と追号されてゐるのであるから、これは特例と見てよいものである。また高市皇子についても『万葉集』では「高市皇子尊」と記され（二五六番歌他）、また「後皇子尊」と記されてゐる（一六九番歌）のであり、この「後皇子尊」の呼称は「草壁皇子尊」と対をなすものと考へられ、生前より用ゐられた表記と見られるのであり、持統天皇朝における二人の特別な立場より「尊」字が使用されたものと考えられるものである。

天皇以外で「尊」字が付されてゐる五例のうち日本武尊と草壁皇子は天皇に準じる立場にあつたのであり、高市皇子も草壁皇子と対をなす意味合ひから「尊」字が付されたものとするならば、残る神功皇后と飯豊青皇女に附せられた「尊」字もまた特別の理由が存したといはなければならぬのであり、『日本紀』は神功皇后と飯豊青皇女は天皇に準じる扱ひをしてゐるといふことになるのである。

『日本紀』が神功皇后と飯豊青皇女について天皇に準じる扱ひをしてゐることは次の②の「崩」字の使用においてもいへることである。神功皇后紀六十九年四月丁丑条には

皇太后崩^二於稚桜宮^一。

とある。この「崩」字については先に「水戸史学に於ける垂仁天皇御事績の研究」(『皇學館論叢』四二卷六号)において、皇妃についての用法について『日本紀』においては原則皇妃は「薨」字を用ゐてゐるのであり、例外として神功皇后と宣化天皇皇后橘仲皇女に「崩」字が用ゐられてゐることを指摘し、神功皇后については「紀」が天皇と同様の扱ひをしてゐるのであるから、天皇に准じて「崩」と記されて当然であると述べ、橘仲皇女に「崩」字が用ゐられてゐる点に關しては補註(23)において後人の書き入れの可能性を指摘しておいたが、その考へは今も変はらないのであり、『日本紀』は神功皇后以外は皇妃に關しては「薨」字を用ゐられてゐるといへるのである。

ところが前稿では触れることをしなかつた「崩」字使用の例が存するのである。それが飯豊青皇女である。『日本紀』の顕宗天皇即位前紀、清寧天皇五年十一月条に

冬十一月。飯豊青尊崩。葬^二葛城埴口丘陵^一。

と記されてゐるのである。すなはちここにおいても神功皇后と飯豊青皇女は天皇に準じる扱ひがされてゐるのである。続いて③であるが、神功皇后紀六十九年十月壬申条には

葬^二狭城盾列陵^一。

と記され、また飯豊青皇女についても前掲のやうに「葛城埴口丘陵」と記されてゐるが、「陵」の用字は『令義解』(喪葬令第二十六)の「凡先皇陵」条義解に

謂。先代以来帝王山陵皆是也。帝王墳墓。如^レ山如^レ陵。故謂^二之山陵^一。其皇后皇太子墓。在^レ令無^レ文。須依^二別式^一也。

と記されてゐるやうに、「陵」は天皇にのみ用ゐられる用字であることは明らかである。神功皇后と飯豊青皇女に

(神功皇后・飯豊青皇女即位考(堀井))

「陵」の用字を使用してあるといふことは①②同様に神功皇后と飯豊青皇女は天皇に準じる扱ひがされてあるといふことである。なほ『日本紀』では聖徳太子についても「磯長陵」と「陵」字が使用されてある。この点については後節において触れることにする。

さらに問題となるのは④である。『日本紀』では神功皇后に対しては①のやうに「氣長足姫尊」と記されるか、または単に「皇后」「皇太后」と記されるのが普通である。ところが神功皇后を「天皇」と記したところが存在するのである。すなはち神功皇后撰政前紀の「一云」に

於是天皇聞之。重発_二震忿_一。大起_二軍衆_一。欲_三頓滅_二新羅_一。

とある。『住吉大社神代記』では「天朝」とあるが、『日本紀』諸本は「天皇」としてあるのであり、田中卓氏は「訓解・住吉大社神代記」（田中卓著作集7『住吉大社神代記の研究』所収一六〇頁）において

天朝―日本紀諸本「天皇」に作る。もし「天皇」を是とすれば、これは神功皇后の御事なる故、この「一云」は神功天皇説をとることになる。

と述べられてゐる。

また同じく神功皇后紀六十二年条に引用する『百濟記』にも「天皇」の語が五度、さらに「皇言」の語も記されてゐるのである。

この『百濟記』の記事は、新羅が朝貢しないために沙至比跪を派遣して新羅を討伐せしめられた。ところが沙至比跪は新羅に騙され、加羅を討つたため、加羅国王は人民を率ゐて百濟に逃れたが、国王の妹が日本に来てそれを訴へた。其の言の中に「天皇、沙至比跪を遣はし」とあり、それを聞いて「天皇、大いに怒り」木羅斤資を派遣して加羅を復した。といふものであり、さらにその『百濟記』の引用する「一云」に沙至比跪は「天皇の怒を知り」妹に「天

皇の怒り解くるや不」を確かめさせたところ「天皇大いに怒」られた。妹は「皇言」を報告したところ、沙至比跪は免れないとして石穴に入り死んだ。とするものである。

この『百濟記』が何時記されたものかは不明であるが、恐らくは亡命百濟人の手になるものと考へられる。それともかくもこの作者は神功皇后は「天皇」であつたと認識してゐたことは間違ひの無いところであり、『日本紀』の編者もここに記されてゐる「天皇」が神功皇后を指すものといふ認識があつたことになるのである。若しこの「天皇」を神功皇后と認識してゐなかつたとすれば、神功皇后の崩年を早め、「壬午年」を応神天皇の時代に充てることも可能であつたはずである。に拘はらず神功皇后六十二年に充てたといふことは、この「天皇」を神功皇后と認識してゐたといふことになるのである。

三 『紀記』以外の神功天皇・飯豊青天皇表記について

前節において述べたやうに『日本紀』においても神功皇后に対して「天皇」と表記した箇所が存在するのであるが、次に神功皇后・飯豊青皇女を「天皇」と記してゐる文献について見て行くことにしよう。

神功皇后に関して第一に挙げられるのは『撰津国風土記』である。これは『釈日本紀』巻六「住吉大神」条に引用されてゐるものであるが、ここには「撰津国風土記曰」として

所_三以称_三住吉_一者 昔 息長足比賣天皇世 住吉大神現出而巡_三行天下_一 (以下略)

と住吉大神の鎮座、すなはち住吉大社の創祀を神功皇后の時であることを記すに際し皇后を「息長足比賣天皇」と表記してゐるのである。

(神功皇后・飯豊青皇女即位考(堀井))

また『万葉集注釈』卷第三「美奴賣松原」条に引用されてゐる『撰津国風土記』においても

美奴賣松原 今称ニ美奴賣一者 神名 其神本居ニ能勢郡美奴賣山一 息長帯比賣天皇 幸ニ于筑紫國一時 集ニ諸
神祇於川邊郡内神前松原ニ以求ニ禮福一 于レ時 此神亦同來集 曰ニ吾亦護佑一 仍諭之曰 吾所レ住之山 有ニ
須義乃木ニ名_木 宜伐採 為レ吾造レ船 則乘ニ此船一 而 可ニ行幸一 當有ニ幸福一 天皇 乃随ニ神教一 遣ニ命作レ
船 此神船 遂征ニ新羅一 (以下略)

と、神功皇后を「息長帯比賣天皇」「天皇」と記してゐるのである。

第二には『常陸国風土記』である。『常陸国風土記』が日本武尊を「倭武天皇」と記してゐることは有名であるが、神功皇后に対してもその茨城郡条において

茨城国造初祖 多祁許呂命 仕ニ息長帯比賣天皇之朝一 當レ至ニ品太天皇之誕時一
と「息長帯比賣天皇」と記してゐるのである。但し『常陸国風土記』では皇后を「天皇」と記してゐるのはこの部分のみであり、行方郡条においては

息長足日賣皇后之時
としてゐる。

第三には『播磨国風土記』である。『播磨国風土記』には神功皇后の名が散見されるのであるが、それらはいづれも「息長帯日女命」(印南郡条)「息長帯比賣命」(飭磨郡条)「大帯日賣命」(揖保郡条)「息長帯日賣命」(揖保郡条・讃容郡条)と記されてゐるのであり「皇后」とは記されず、すべて「命」が付けられてゐるのである。(なほ印南郡条において「穴門豊浦宮御宇天皇 與ニ皇后俱欲_レ平ニ筑紫久麻曾國一 下行之時」と「皇后」と記されてゐる。)ところが『播磨国風土記』においては天皇に対しても「命」と付けてゐる例が存するのである。すなはち景行天皇Ⅱ大帯日子命(賀古

郡条 仲哀天皇_二帶中日子命(印南郡条)と記してゐるのである。といふことは『播磨国風土記』は神功皇后を「天皇」と認識して記述してゐるのではないかと推測することもできるのである。しかも神功皇后については、讃容郡の中川里において「天皇」「勅」の語を用ゐてゐるのである。すなはち中川里条では

所_三以名_二仲川_一者 苦編首等遠祖 大仲子 息長帶日賣命 度_二行於韓國_一之時 船宿_二淡路石屋_一之 爾時 風

兩大起 百姓悉濡 于_レ時 大中子 以_レ苦作_レ屋 天皇勅云 此為_三國富_二則 賜_レ姓為_二苦編首_一

と記されてゐるのであり、この部分では「息長帶日賣命」を「天皇」として認識してゐることは明らかである。といふことは他の部分でも「天皇」と認識して記してゐるとみてよいであらう。但し先に触れたやうに印南郡条において一か所だけ「皇后」と記されてゐるが、これは仲哀天皇を主体として、仲哀天皇がその皇后と共に出陣された意であるから「皇后」と記されてゐて問題となるものではないであらう。

第四には『琴歌譜』である。これは「十六日節酒坐歌_二」の註記(酒坐歌_二縁記)(日本古典文学大系三『古代歌謡』所収『琴歌譜』四七三頁)に、

日本記云。磐余稚桜宮御宇息長足日暉天皇之世、命武内宿禰、從品陀皇子、令拜角鹿笥飯大神。至自角鹿、足日皇太后宴太子於大殿。皇〔太〕后拳觸、以寿于太子、因以歌之。

と記されてゐるものである。『琴歌譜』のこの注記は「十六日節酒坐歌_二」の歌は神功皇后十三年紀二月条に記されてゐるものであるところから行はれた註記であり、その大部分は『日本紀』の引用であるが、最初の「磐余稚桜宮御宇息長足日暉天皇之世」のみは『琴歌譜』独自の文であり、そこに神功皇后を「天皇」と記してゐるのである。

その他神功皇后を「天皇」と記したものとしては『扶桑略紀』や『水鏡』などがある。すなはち『扶桑略紀』ではその巻二の冒頭に

(神功皇后・飯豊青皇女即位考(堀井))

神功天皇

と記し

十五代 治六十九年 王子一人即位 女帝始之

と分註として記されてゐる。但し新訂増補国史大系本の頭註によれば底本は「天皇」ではなく「皇后」とあるのを抄本により「天皇」と記したのであり、また分註も抄本によりて補はれたものである。

また『水鏡』は

一 十五代 神功皇后

と記し、

六十九年崩。年百、葬大和國狭城楯列池上陵。

と註記し、本文においては、

次ノ御門ヲ神功皇后ト申キ。(中略) 巳ノ年十月二日位ニ付給。女帝ハ此御時始シ也。

と記されてゐるのであり、『扶桑略記』のやうに「天皇」とは記してゐないが、「御門」と記し、「女帝」の始まりとしてゐるのであるから、これは神功皇后即位説に拠る記述であること明らかである。なほ流布本も同様の記述がなされてゐる。

さらに『日本紀略』では神功皇后の頭に

第十五代

と記されてをり、また『帝王編年記』では仲哀天皇の次に神功皇后を記し、その肩に

第十五代

と記してゐるのであるが、「天皇」との記述はなく、飽くまでも「摂政」としてゐるが、その記述は天皇に準じた扱ひである。

飯豊青皇女について「天皇」と記したのものとしては、第一に『扶桑略紀』が挙げられる。『扶桑略紀』は清寧天皇の次に「飯豊天皇」を掲げ、

廿四代 女帝 无_二王子_一 清寧天皇養子 「履中女」

と註してゐる。そして本文においては

甲子歳春二月。生年四十五即位。顕宗天皇。仁賢天皇。兄弟相讓。不_レ即_二皇位_一仍以其姊飯豊青姬。令_レ乘_二天下之政_一矣

と、甲子歳二月に即位されたと記し、ついで

同年冬十一月、天皇春秋卅五崩。葬_二于大和國葛木埴口丘陵_一。(註略)

と記した後

此天皇不_レ載_二諸皇之系図_一。但和銅五年上奏日本紀載_レ之。仍註_二傳之_一。諸本有无不_レ同也。

と記され、飯豊青皇女が即位したとするのは和銅五年奏上の『日本紀』によると、その根拠を示してゐるのである。

また『水鏡』も

一 飯豊天皇

と記して

即位ノ年二崩。年四十五。葬_二大和國垣内岡陵_一。

と註し、本文では

(神功皇后・飯豊青皇女即位考(堀井))

次ノ御門ヲ飯豊天皇ト申キ。是ハ女帝ニ御座ス。(中略) 甲子年二月二位ニ付給。御年四十五。此御門ノ兄コノカミニ人カタミニ位ヲ讓テサモニ位ニ付給アリシ故ニ。此妹ヲ位ニ付奉給シ也。サテ程ナク其年ノ内十一月二失給ニ然バ、此御門ヲバ系図ナンドニモ入奉ヌトカヤ承ル也。サレ共日本紀ニ入奉テ侍ルナレバ、次第ニ申侍ル也。と記し、「日本紀ニ入奉テ侍ル」故に歴代に数へたとするのである。ここでいふ『日本紀』とは『扶桑略紀』がいくつかの『和銅日本紀』のことと考へられる。

また「天皇」と記したものではないが、『陸奥国風土記』の飯豊山条には

白川郡 飯豊山 此山者 豊岡姫命之忌庭也 又飯豊青尊 使_三物部臣奉_三御幣_一也 故為_二山名_一古老曰 昔卷向珠城宮御宇天皇二十七年戊午 秋饑饉而 人民多亡矣 故云恵々山 後改_レ名云_二豊田_一 又云_二飯豊_一

と記されてゐるのであり、第二節において指摘したのと同じやうに「尊」が用ゐられてゐるのであり、飯豊青皇女が特別視されてゐることが窺へるのである。

四 神功皇后・飯豊青皇女即位論の検討

次に第二・三節において指摘してきた点について検討を加へることにより、神功皇后・飯豊青皇女即位の可能性について考へることにしよう。

第一には「尊」の使用である。第二節において述べたやうに「尊」の文字は「至貴」に対して用ゐられるものであり、神代紀においても特別の神にのみ用ゐられてゐるものであり、人代においては天皇にのみ用ゐられてゐるものである。といふことは「尊」の文字が用ゐられてゐる人物は天皇を表してゐると見做して差支へないことになるであら

う。その「尊」字が付けられてゐる神功皇后・飯豊青皇女は、天皇と認識されてゐた可能性が高いといへるのではないだろうか。

第二には「崩」字の使用である。この「崩」字もまた「尊」字と同じく天皇に対して用ゐられる文字であることは明瞭である。『日本紀』においては皇后に対しては「薨」字が用ゐられるのが普通である。に拘はらずこの二人に対しては「尊」字同様「崩」字が用ゐられてゐるのであり、これもまた兩人は天皇と認識されてゐた可能性が高いといへるのである。

第三には兩人の墓について「陵」と呼称してゐる点である。これも先に述べたやうに「陵」字は天皇に対して用ゐられる文字である。これからすればやはり兩人は天皇と認識されてゐたと考へられるのである。

以上述べたところからは神功皇后・飯豊青皇女は天皇と認識されてゐたとしてよいのであるが、兩人と同じやうな立場にあつたのが聖徳太子である。すなはち聖徳太子は推古天皇の「撰政」であつたのであるが、神功皇后は応神天皇の「撰政」であつたのであり、飯豊青皇女は清寧天皇崩御後「臨朝秉政」されたのであり、これは「撰政」と同等の意と考へてよい。そこで聖徳太子の場合の用字を検討すると、推古天皇紀二十九年二月癸巳条に

厩戸豊聡耳王子命薨_二于斑鳩宮_一。

とあり、また同じく是月条に

葬_二上宮太子於磯長陵_一。

と記されてゐる。

これを神功皇后・飯豊青皇女と比べると明瞭なやうに、聖徳太子に対しては「尊」字「崩」字は用ゐられてをらず、「命」「薨」とされてゐるのである。ただその墓については「磯長陵」と「陵」字が用ゐられてゐるのである。『日本紀』

（神功皇后・飯豊青皇女即位考（堀井）

が何故に「陵」字を用ゐたかは明らかではないが、神功皇后や飯豊青皇女と同等の立場であつた聖徳太子に対して「尊」字「崩」字は用ゐられずに「命」「薨」字が用ゐられてゐるといふことは、神功皇后・飯豊青皇女について『日本紀』は「撰政」以上の存在であつたといふことを認識してゐたことを物語つてゐるのではないだらうか。

第四には神功皇后・飯豊青皇女を「天皇」と記してゐるものについてである。第二節において記したやうに、神功皇后に対して「天皇」と記した例は二箇所存在するのである。一つは「二云」であり他の一つは『百濟記』である。といふことは、『日本紀』の本文には「天皇」の用語は記されてゐないといふことになる。このことは『日本紀』編者は、参考として利用した史料についてはそのままの記述をしたといふことを意味してゐるといつてよいであらう。つまり『日本紀』編纂当時においては神功皇后は天皇であつたとする考へが存したことをこの記述は物語つてゐるのであるが、それは第三節において掲げた史料によつても認められるところである。

奈良時代に神功皇后を「天皇」とする認識が存したことは、直接「天皇」と表記した例が存することから明らかであり、また『日本紀』が天皇にのみ用ゐられる「尊」などの用字を用ゐた記述をしてゐることは、『日本紀』編者にも神功皇后を天皇とする認識が存したのではないかとの疑ひを生ぜしめるのである。問題は『日本紀』が何故に神功皇后を歴代に数へなかつたのかといふことである。

が、その理由を考へる前に飯豊青皇女を歴代に入れてゐるものについて触れておくことにしよう。飯豊青皇女を「天皇」と記してゐるのは『扶桑略紀』であるが、『扶桑略紀』は『和銅日本紀』に記載されてゐるところから歴代に入れたと述べてゐるのであるが、この『和銅日本紀』といふものの存在は認められないものであり(坂本太郎氏「いわゆる『和銅日本紀』について」(坂本太郎著作集第二巻『古事記と日本書紀』所収)、『水鏡』は『扶桑略紀』に基づいて記されたものであることが明らかであるから、奈良時代に飯豊青皇女を「天皇」と記したものはなしなければ

ならない。しかしながら、『日本紀』は飯豊青皇女に対しても神功皇后と同じく「尊」などの用字を用ゐてゐるのであり、『陸奥国風土記』では飯豊青皇女に「尊」字を付けてゐるのである。これは神功皇后同様『日本紀』編者には飯豊青皇女をも天皇とする認識が存したのではないかと疑はしめるのである。

五 神功皇后・飯豊青皇女即位の可能性

『日本紀』やその他の史料から推定されるところは、神功皇后や飯豊青皇女について、『日本紀』の編者は天皇であつたとの認識を有してゐたのではなかつたかといふことである。『日本紀』の編者がその認識を持つてゐたとするならば神功皇后や飯豊青皇女を何故「天皇」と表記しなかつたのかといふ問題が生じてくるのである。

結論を先に述べるならば、『日本紀』編纂の時点においては神功皇后や飯豊青皇女は歴代から除外されてゐたために二人を歴代に数へることはできなかつたのではないかといふことである。それを明白に示してゐるのが『古事記』であらうと考へる。すなはち『古事記』においては神功皇后については全て仲哀天皇段において記載されてゐるのであり、「撰政」とも記されず、第一節において記したやうに仲哀天皇の御陵を記した次に

品陀和気命、坐_二輕嶋之明宮_一、治_三天下_一。

と仲哀天皇に続いて即位されたのは応神天皇であるとしてゐるのである。また飯豊青皇女については清寧天皇段に

故、天皇崩後、無_レ可_レ治_二天下_一之王_上也。於_レ是問_二日繼所_レ知之王_一、市邊忍齒別王之妹、忍海郎女、亦名飯豊王、坐_二葛城忍海之高木角刺宮_一也。

と記されてゐるが、やはり歴代には数へてゐない。そのことから二人を歴代から外す決定をされたのは天武天皇では

(神功皇后・飯豊青皇女即位考(堀井))

なかつたかといふ推定を導くことが出来るのではないかといふことである。『古事記』が「諸家の賈る帝紀及び本辞」の「偽りを削り実を定め」るために稗田阿礼に「誦習」せしめられたものであることは多言を要しないところである。すなはち帝紀の「削偽定実」をされたのは天武天皇であるといふことである。

天武天皇は道教思想を始めとする大陸文化の摂取を積極的に行はれてゐる（森田悌氏「天武・持統天皇と律令国家」参照）が、その中でシナの宗族制に基づく男系制を日本の皇位継承にも取り入れようとされたのではないだらうか。それが神功皇后や飯豊青皇女を歴代から外す結果となつたのではないかと考へるのである。

しかしながら神功皇后や飯豊青皇女の即位伝承は根強く存在してゐるところから、『日本紀』の編者は天皇にのみ用ゐられる「尊」「崩」「陵」の用字を用ゐることにしたのではないかと考へられるのである。このやうに考へることにより始めて天皇にのみ用ゐられる用字が両者に用ゐられてゐることの理由を説明できるものと考へられるのである。

飯豊青皇女について本居宣長は『古事記伝』四十三卷（筑摩書房版『本居宣長全集』第十二卷三三一頁）において

さて如此此皇女の、此宮に坐すことを云るは、此時天津日嗣所知看べき王を尋求むるに、すべて男王は存坐せず、唯此女王一柱のみ世に存坐るよしにて、又殊に其宮をしも挙云ることは、此宮に坐々て、暫く天下所知看つる意を含めたる文なり。抑此時、此姫尊を除奉ては、王坐ざれば、天下の臣連、八十伴緒、おのづから君と戴き仰ぎ奉りけむ。然るを、別に一御代に立て奉らず、又此に治天下とも云ざる由は、其間わづかに暫のほどにて、一年にも満ざりし故か、又は女王にして治天下せること、神功皇后はうけりたる天皇の例にあらず、さる故に、此の記などにも、一御代とは立奉らず、後の御諡なども、なほ皇后と申して、天皇とは申さず、されば未例なきが如くなる故にもあらむか、

と記し、飯豊青皇女は「暫く天下所知看」したものとしてゐるのであり、飯豊青皇女即位論を唱へてゐるのである。宣長は、天皇と記されてゐない理由を①その期間が一年にも満たなかつたこと、②女王として「治天下」された先例

がないといふ二点をあげて歴代に入れられなかつたものと説明してゐるのである。

宣長は一方神功皇后については、神功皇后は「うけばりたる天皇の例にあらず」すなはち正式に皇位を継承して天皇になられたものではなく、諡号も「皇后」であつて天皇とは記されてゐないとして、その即位は認めてゐないのである。

が、『紀記』が神功皇后を「皇后」と記してゐるのは神功皇后は仲哀天皇の皇后であり、天皇としてゐないところから「皇后」としてゐるのは当然のことであり、これを以て非即位の論拠とすることはできない。神功皇后については天皇としての伝承が上述のやうに存するのであり、『日本紀』はそれを無視することができず「尊」「崩」「陵」といふ用字を使用したものと考へられるのである。

むすびにかへて

神功皇后・飯豊青皇女の即位の可能性について述べてきたが、『紀記』を始めとする史料を検討してみると、神功皇后・飯豊青皇女の二人は即位してゐたと考へてよいであらう。に拘はらず『紀記』において歴代から外されてゐるのは、天武天皇により帝紀の「削偽定実」が行はれた時にシナの宗族制に基づく男系主義が採用されたためではないかと推定するのである。

推定に推定を重ねた結論であるが、現実には神功皇后には「天皇」と記された文献が存するのであり、飯豊青皇女についても本居宣長のやうな即位論も存するのであり、両者の即位を否定し去ることはできないのではないかと考へるのである。

(平成二十四年五月十五日稿)

(ほりぬ じゅんじ・日本文化大学教授)

(神功皇后・飯豊青皇女即位考(堀井))